

第 6518 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 9月 9日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

♠ 控除できない消費税の処理

Q : 非課税売上が多く、課税売上割合が95%未満だと消費税が全額控除できないそうですが、この控除できない消費税は、どのように処理するのですか？

A : 次のように処理をします。

【解説】

お尋ねの控除できない消費税のことを控除対象外消費税額等といいます。控除対象外消費税額等が生じる事業者は、課税売上割合が95%未満の事業者及び課税売上高が5億円超の事業者ですが、控除対象外消費税額等については、資産にかかるものと経費にかかるものによって、次のように処理をすることとなっています。

① 資産に係るもの

- イ. 課税売上割合が80%以上の場合
 損金経理を要件に一時の損金となります。
- ロ. 課税売上割合が80%未満の場合
 - ・ 棚卸資産及び一の資産に係るものが20万円未満の場合…損金経理を要件に一時の損金になります。
 - ・ 上記以外…繰延消費税額等として資産に計上して5年以上の期間で償却費として損金に算入できます。

② 経費に係るもの

発生した課税期間において損金に算入することができます。ただし、交際費等については、これを支出交際費等の額に含めて交際費課税の対象にします。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】